

# 第33回網走市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年3月25日(水) 午後2時30分から午後3時08分

2. 開催場所 網走市役所3階会議室

3. 出席委員 17人

会長	17番	山田健一
会長職務代理者	13番	山本登
委員	1番	川尻秀一
	2番	居内和則
	3番	松尾貴子
	4番	首藤勝広
	5番	安達耕平
	6番	福田稔
	7番	鬼塚秀明
	8番	鈴木圭一
	9番	藤田政揮
	10番	遠藤優一
	11番	鎌田直人
	12番	中川一弘
	14番	相馬正人
	15番	川崎伸弘
	16番	矢萩一毅

4. 欠席委員 無し

5. 議事日程

議案第 1号	農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
議案第 2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 3号	農地法第5条の規定による許可の変更申請について
議案第 4号	農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定及び同計画策定の要請等について
議案第 5号	令和7年 網走市賃借料水準の情報提供について
議案第 6号	農地のあっせん基準価格について
議案第 7号	令和8年度最適化活動の目標の設定等の策定について

6. 議事録署名委員 3番 松尾貴子 4番 首藤勝広

7. 出席事務局職員

事務局長	佐藤岳郎
事務局次長	高畑公朋
農地係長	石垣友伯
農地係主査	廣野武
農地係主事	畠山雅貴

## 8. 会議の概要

事務局長	ただ今より、網走市農業委員会第33回総会を開催いたします。初めに、山田会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	(挨拶)
事務局長	次に、会議の議長についてであります。網走市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となり議事を進行いたします。
議長	本日の出席委員は17名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。 本日の会議の議事録署名委員として、3番、松尾委員、4番、首藤委員の両委員を指名いたします。 それでは、議案の審議に入ります。初めに、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。
事務局	(議案第1号の朗読説明) なお、農地法第18条第6項の規定の通知については、農地法第18条第1項各号に記載の許可不要要件に該当する場合のみ賃貸借契約を解除できるものでございます。許可不要要件については、別紙資料1の1頁に記載しています。以上です。
議長	議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 (質疑なし) それでは、おはかりいたします。議案第1号については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしとの声あり) 異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。
事務局	(議案第2号の朗読説明) なお、議案第2号につきましては、農地法第3条第2項各号に該当する場合は、不許可となるものでございますが、別紙資料1の2頁に記載しておりますように、申請内容及び現地調査等における調査結果では不許可要件には該当しないとのことです。以上です。
議長	議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 (質疑なし) それでは、おはかりいたします。議案第2号については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしとの声あり) 異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可の変更申請について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。
事務局	(議案第3号の朗読説明) なお、議案第3号につきましては、農地法第5条の許可要件を満たす必要がございますが、申請書等に基づく審査基準表につきましては、別紙資料1の3頁に記載しております。以上です。
議長	議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 (質疑なし) それでは、おはかりいたします。議案第3号については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

議長

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定及び同計画策定の要請等について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第4号の朗読説明)

なお、議案第4号の農用地利用集積等促進計画(案)の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項等の各要件を満たすことが必要です。各要件につきましては別紙資料1の4頁に記載しています。以上です。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について委員長の報告を求めます。

8番

はい。特にございませんでした。

議長

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それではおはかりいたします。議案第4号の農用地利用集積等促進計画(案)は、各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第5号「令和7年 網走市賃借料水準の情報提供について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第5号の朗読説明)

なお、本件は平成21年の農地法改正で賃借料情報の提供が義務付けられたため、毎年情報提供を行っているものです。作成にあたりましては、先月開催された農地常任委員会において内容を整理検討したものでございます。本総会で決定後は、市公式サイトにて公表する予定です。以上です。

議長

ここで、先月開催されました農地常任委員会における審議結果について委員長の報告を求めます。

8番

はい。特にございませんでした。

議長

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それではおはかりいたします。議案第5号は、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第6号「農地のあっせん基準価格について」を議題とします。本件については、農地常任委員会において審議した案件であることから、先に委員長の報告を求めます。

8番

本件、「農地のあっせん基準価格」につきましては、「網走市農業委員会組織規程」により農地常任委員会の所掌事務とされておりますことから、先月開催した農地常任委員会において審議したところですが、審議の結果といたしましては、次年度のあっせん基準価格については、据え置くことが妥当との結論にいたっております。なお、詳細については、事務局より説明いたします。

事務局

(議案第6号の朗読説明)

議長

委員長報告、議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

議長

それでは、おはかりいたします。議案第6号については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第7号「令和8年度最適化活動の目標の設定等の策定について」を議題とします。本件については、農政常任委員会に案の作成を付託した案件であることから、先に委員長の報告を求めます。

10番

議案第7号についてですが、本年1月の第31回総会後において、農政常任委員会に案の作成が付託されたことから、先月、農政常任委員会を開催し、内容の検討を行い、案を作成したものです。なお、内容の詳細については、事務局より説明いたします。

事務局  
議長

(議案第7号の朗読説明)

委員長報告、議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それではおはかりいたします。議案第7号は、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

以上で、議案の審議は全て終了いたしましたので、網走市農業委員会第33回総会を閉会いたします。